

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年10月 3日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 竹内 義明

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所露場において通年運用する蒸発散測定装置による風速測定、温湿度測定および観測データの収録について、動作状況を良好に保ち、より高品質な観測を行うことができるよう、測器等の撤去更新および新規設置を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 蒸発散測定装置改修

(2) 業務内容 気象研究所露場の蒸発散測定装置に設置された2基の風向風速計のうち一方を撤去、もう一方を更新する。また、温湿度計1基を更新、データ収録用の電子計算機の更新・設定を行う。更に、既設の三杯風速計1基を撤去し新たに3基を3高度に設置する。

(3) 履行期限 令和元年12月27日

3 業務目的

気象研究所露場では、課題研究 P2「接地境界層における乱流輸送スキームの精緻化」(令和元年～令和5年)において、蒸発散測定装置により接地境界層における運動量・顕熱・潜熱輸送などの通年観測を行っている。本業務では同装置による観測の切断を未然に防ぐために、耐用年数を過ぎた風速計の撤去更新、旧式の温湿度計の更新、およびデータ収録用の電子計算機を更新する。また、三杯風速計を3高度に新規設置し地表面近傍の風速観測の高度化を図る。

4 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当し

ないものであること。

- ② 令和元・２・３年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 蒸発散測定装置は多数の機器により構成されていることから、複雑なシステム構成となっている。このことを十分に理解し、同装置に今回の改修に起因するトラブルが生じないように、万全の対策を取ることができること。
- ② 更新あるいは新規設置される風速計、温湿度計、データ収録用電子計算機が、研究業務において高精度な気象観測に使用される機器であることを十分に理解し、同種の機器類の設置・調整において十分な技術力を有すること。
- ③ 本件の実施者として、上記の要件①②を満たす技術者に、改修を担当させることが可能であること。

(3) 機材・部品に関する要件

- ① 改修に必要な機器、部材を準備できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

- ① 蒸発散測定装置が、気象業務の基盤技術確立を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 蒸発散測定装置の改修を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- ③ 電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

- ① 蒸発散測定装置と同種の自動気象観測システム、及び風速計、温湿度計、データ収録用電子計算機の設置・調整を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 遠藤 智美

電話 029-853-8566 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 気象予報研究部 第3研究室 水野 吉規

電話 029-853-8704 F A X 029-855-6936

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年10月3日から令和元年10月24日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年10月25日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。